（専門子会社の業務等）

第四条の三　［略］

14　法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一　法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二　証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三　信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　略］

15　［略］

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四　法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、

（専門子会社の業務等）

第四条の三　［同上］

［2～13　同上］

14　［同上］

一　法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。）

二　証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十三条の二第一項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

三　信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四　法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

［五～七　同上］

15　［同上］

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四　法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令第